法人会
令和9年度
税制改正提言

慎重な対応が必要！

社会保障に充てる消費税の減税には

法人会は令和9年度税制改正への提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めて活動を始めました。
とくに、財政健全化は欠かせないとして、歳出・歳入の一体的な改革を図るとともに、来春予定されている消費税減税に中小・零細企業への万全なる配慮措置を強く求めています。

紙幅の関係上、抜粋掲載します

Ⅰ 税・財政改革のあり方

社会保障財源に充てることが定められている消費税の減税を巡っては、物価高対策としての効果が不透明とされている。物価高対策としては中低所得者に一定の給付措置を早期に講じる方が有効である。

また、飲食料品の消費税率を1%に引き下げた場合、減収分と給付金を合わせた財源が明確に示されていない懸念も解決されていない。

さらに事業者は消費税減税を実施する2年間のためにレジシステムの変更や社員教育等を強いられるなど、費用や人手の面を含めて負担が大きい。

法人会はかねて政府・与党に対し、消費税減税には慎重な対応を求めてきたが、中小・零細企業に配慮した万全の措置を講じるように強く訴える。

また、2年で減税を終えるように努めるべきである。

1．財政健全化に向けて

財政健全化は国家的な課題であり、財政の持続可能性を高めるために本格的な歳出・歳入の一体的な改革を進めることが重要である。

今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には莫大な財政需要が発生することが予想される。

そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするためにも財政健全化は欠かせない取り組みである。

(1)政府は「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2026）で財政健全化という文言を使わず、積極的な財政政策を打ち出した。

財政健全化目標については、これまでの「プライマリーバランス（PB）の黒字化」に代え、国・地方の総債務残高を国内総生産（GDP）比で安定的に引き下げる方針に改めた。PB黒字化は「債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する」とした。官民で成長戦略を実現するため、予算編成に関する各省庁の概算要求基準も見直した。

こうした見直しが無駄な予算の膨張につながらないように歳出全体を厳しく監視することが必要である。

(2)長期金利の上昇が続けば、将来的にはインフレによる税収増よりも国債の利払い費の方が増えることが想定される。

インフレ傾向が強まる中で今後、金利の上昇で国債の利払い費は必至だが、国債の信認が揺らげば、さらなる金利の高騰を招いて経済成長を阻害することも考えられる。

政府と日銀は健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かない細心の財政・金融政策を求める。

(3)防衛力の抜本強化に関しては、2027年度までの5年間で防衛費を総額43兆円まで増やす方針を決めている。ただ、追加支出の大半は防衛増税に加えて、歳出改革や決算剰余金の活用で捻出するとしており、財源としての安定性を欠いている。

日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、着実な防衛力整備に向けて自然増収に依存しない安定財源の確保が欠かせない。

2．社会保障制度に対する基本的考え方

「骨太の方針2026」は社会保険料について、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す」と明記した。政府はこの目標の実現に向けて具体的な行程表を作成する方針を示しており、実効的な社会保障改革につなげる必要がある。中小企業に着実な賃上げを促すためにも、事業主の社会保険料負担も同時に軽減すべきである。

(1)少子化対策は本来、消費税で対応すべきであり、その対策は現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。

また、社会保障国民会議は、飲食料品に対する消費税率、給付付き税額控除のあり方について議論しているが、社会保障のあり方についても同時に幅広く議論し、社会保険料の引き下げ策を検討しなければならない。

(2)企業の年収の壁への対応策として「支援強化パッケージ」が講じられているが、一時的な措置にとどまっている。

中小企業の雇用実態を考慮した、安定的な制度の構築が必要である。

(3)中小企業における事業主の社会保険料負担は、賃上げに伴い年々増加している。

事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含めて税と社会保障を一体的に議論すべきである。

(4)医療は成長産業と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進めることが重要である。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の普及に向けて安定した供給体制を確立する必要がある。

薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などのさらなる拡充も欠かせない。

(5)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者との間でメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。

また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3．行政改革の徹底等

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。

地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革に取り組まなければならない。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。

また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

(3)「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。

(4)官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。

また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域雇用の受け皿としてだけでなく、我が国のサプライチェーン（部品の供給網）の担い手としても欠かせない存在である。

そうした企業が優秀な人材を確保して事業を安定的に継続するためには、本格的な事業承継税制の創設に加え、企業自身がデジタル化を推進し、生産性の向上に努めることも重要である。

また、中小企業の活性化を促し、地域の中で存在感を発揮してもらうことは、地域経済の活力を取り戻すことにもつながる。地方創生の観点からも政府と地元自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

1．中小企業の活性化に資する税制措置

(1)法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、厳しい経済情勢など慎重に鑑み、慎重に検討することを求める。

(2)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%（本則19%）を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1，600万円程度に引き上げるように求める。

なお、軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置ではあるが、中小企業は依然として賃上げや物価高への対応に苦慮していることから、上記見直しが直ちに困難な場合は、令和9年3月末日となっている適用期限を延長すること。

2．事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。

中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

中小企業を安定的に存続させて地域の雇用を守るためにも、特に事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2)取引相場のない株式の評価の見直し

国税庁では、会計検査院の所見を受け取引相場のない株式の評価制度のあり方について検討を行っているところであるが、評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮し、事業承継税制と一体で検討する必要がある。

(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例制度の適用期限の延長を求める。

延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、上記(1)の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を特例制度並みに大幅に緩和するとともに、手続き面の簡素化を図ること。